

県 知 事 県議会議員 福岡市議会議員 選挙

投票日 / 4月9日(日)

投票時間 / 午前7時▶午後6時 (一部の地域では投票時間に変更があります)

“きれいな選挙”のために

寄附の禁止 政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、禁止されています。有権者が政治家に寄附を要求することも、禁止されています。

企業・労働組合等の団体の寄附の禁止 企業・労働組合等の団体は、政治家及び後援会（資金管理団体に指定されているものを除く。）に対して寄附をすることは禁止されています。

飲食物の提供の禁止 選挙運動に関して飲食物を提供することは原則としてできません。また、飲食物（酒等）を陣中見舞として選挙事務所に差し入れることもできません。

公職選挙法の改正により違反に対する制裁が強化されました。

○選挙犯罪に対する罰金の額が引き上げられました。
○公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられた者は、実刑期間に加えてその後の5年間、公民権が停止されます。

○連座制が強化されました。
候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、本人について、その選挙の当選を無効とすることも5年間の立候補制限が科せられます。

例えば、特定の候補者や立候補予定者の当選を目的とした次のような行為を行うと買収罪にあたります。

- ・ 有権者に酒や食事を提供する。
- ・ 有権者を温泉旅行や観劇に招待する。
- ・ 候補者の個人演説会に参加してもらうためにバスをチャーターして有権者を会場まで送る。
- ・ 投票当日、候補者の陣営が有権者をバスで投票所まで送迎する。

連座対象者

- 1 総括主宰者
- 2 出納責任者
- 3 地域主宰者
- 4 候補者又は立候補予定者の親族（候補者等と意思を通じて選挙運動をしたもの）
- 5 候補者又は立候補予定者の秘書（候補者等と意思を通じて選挙運動をしたもの）
- 6 組織的選挙運動管理者等

よかったです 心に残る この一票

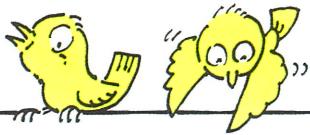
福岡県知事・県議会議員選挙

4月9日

よかつたと
心に残るこの一票

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

選挙



について知っていますか？

日本国民は、誰でも満20歳になると選挙権が与えられます。

知事や市町村長、県や市町村の議会議員の場合には、年齢が満20歳であることのほかに、その県や市町村に3ヶ月以上住んでいることが必要となります。

また、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていない人は投票することができません。

▶最近住所を移した人について

県知事・県議選挙では、県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に住所を移し、まだ、所在地の選挙人名簿に登録されていない場合でも、1回の異動に限り、転入前の市町村で投票できます。この場合、現住所地の市区町村長が発行する証明書が必要なので、あらかじめ申請して交付を受けてください。

▶投票をするには

- 投票日に、あらかじめ配布されている入場券を持って、入場券に記載された投票所へ行きます。
- 入場券を出して、受付を済ませ、名簿対照係で選挙人名簿に載っている本人かどうかの確認を受けます。
- 投票用紙交付係で投票用紙をもらいます。
- 投票記載場所で、選びたい候補者1人の氏名を投票用紙に書きります。
- 投票箱に投函します。



▶入場券をなくしたら

入場券が届かなかつたり紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持って投票所へ行ってください。

▶投票日に投票へ行けながつたら

投票日に旅行、入院、あるいは仕事や出張などやむを得ない事情のために投票へ行くことができない人のために、投票日でなくても投票ができる不在者投票の制度があります。

投票のできる期間 告示の日（県知事3月23日・県議3月31日）から投票日の前日（4月8日）まで

投票のできる時間 午前8時30分から午後5時まで
(土・日もできます。)

手続きについては、最寄りの市区町村選挙管理委員会へお尋ねください。

▶投票上の注意

投票用紙には候補者の氏名だけを書いてください。他のことを記載した場合は無効となります。

